

決議案第2号

選挙公報の全戸配布に必要な施策や予算措置を求める決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年12月5日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 細谷典男

” ” 根岸裕美子

[提案理由]

選挙公報の全戸配布に必要な施策や予算措置を早期迅速に実施することを求めるため。

選挙公報の全戸配布に必要な施策や予算措置を求める決議案

取手市の近年の投票率は50%割れもあり慢性的低下状況である。

選挙は民主政治の根本であり、選挙公報はより遍りなく有権者に届けられなければならない。有料の新聞購読者のみへの折り込み配布は、不公平、知る権利の人権侵害、民主主義参政権への不当な制限でしかない。全世帯配布の入場整理券と同格の全戸配布を実現すべきであり、市民は知る権利を主張している。また、令和5年は取手市長選挙の年であり、近年の低投票率の向上対策は民主主義政治の根幹の課題である。

低投票率の原因の一つとして、入場整理券は全世帯に郵送されているにもかかわらず、選挙候補者情報である唯一の選挙公報が全戸に届けられていないことが挙げられる。現状の市役所関係機関窓口等での配布、新聞購読逋減傾向の全国紙及び県紙という新聞折込による配布方法では有権者に行き届けることが不可能と言わざるを得ない。長年の選挙公報配布手段を反省し抜本的改革を断行する義務があると考え、憲法の保障する国民の権利に制限があってはならない。

したがって、市民の住居、生活環境等により選挙公報が届かないことは重大な行政関係機関の怠慢と言わざるを得ない。

よって、取手市議会は、取手市執行機関に対し、下記の事項を求める。

記

- 1 選挙公報の全戸配布に必要な施策や予算措置を早期迅速に実施すること。

以上、決議する。

令和4年 月 日

茨城県取手市議会

【参考資料】

取手市内の投票率の状況

平成31年4月 取手市長選挙投票率 38.56%

令和2年1月 取手市議会議員一般選挙投票率 43.86%

令和3年10月 衆議院議員総選挙投票率 54.25%

令和4年7月 参議院議員通常選挙 50.53%